

(消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二十條 消費税法施行規則の一部を改正する省令(令和二年財務省令第十六号)の一部を次のように改正する。

附 則

(申告期限延長法人に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例に
関する経過措置)

第二條 令和四年四月一日から令和五年九月三十日までの間における消費税法施行規則第二十三條の三の規定の適用については、同条中「、第十九條並びに第二十六條の七第一項及び第四項」とあるのは「並びに第十九條」と、「と、第二十六條の七第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(法第四十五條の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第四項において同じ。)」とする」とあるのは「とする」とする。

附 則

(申告期限延長法人に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例に
関する経過措置)

第二條 令和二年四月一日から令和五年九月三十日までの間における改正後の消費税法施行規則第二十三條の三の規定の適用については、同条中「、第十九條並びに第二十六條の七第一項及び第四項」とあるのは「並びに第十九條」と、「と、第二十六條の七第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(法第四十五條の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第四項において同じ。)」とする」とあるのは「とする」とする。